大阪市此花区役所と一般社団法人このはなユニバーサルＴＶとの

区の情報発信に関する連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と一般社団法人このはなユニバーサルＴＶ（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして連携・協力して区政や地域の情報発信を推進することを目的とする。

（連携内容）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

（１）区政・地域情報等の共有をはかること

（２）区政・地域情報等について相互に効果的な発信をすること

(３) その他本協定の目的達成のために必要なこと

（協定の見直し）

第３条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙双方合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期 間）

第４条 この協定は協定日から令和８年３月３１日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第５条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、第２条に定める連携内容の検討及び実施等により知り得た秘密を漏らしてはならない。

２前項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第７条　甲及び乙は、第２条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（協定の解除）

第８条　この協定の実施等において、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第４条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

（１）政治的行為を行ったと認められる場合

（２）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

（３）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者に該当する場合

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとす

る。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲 　大阪市此花区春日出北１丁目８番４号

大阪市此花区長

中島　政人

乙 大阪市此花区朝日２丁目１８番８号

一般社団法人このはなユニバーサルＴＶ

代表理事

樋口　亜砂子